

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、平成22年2月23日をもって信託を終了（繰上償還）する予定ですので、投資信託約款の規定に基づきお知らせします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

ノムラ AP21（アジア マーケット コース）

ノムラ AP21（アジア IT コース）

2. 信託の終了の理由

各ファンドの受益権の口数は50億口を下回る状態が継続し、受益権の口数が減少してきており、今後、更に受益権の口数が減少し運用資産額が少額となった場合、本来の運用目標を達成することが困難と判断されるため、それを回避すべく、投資信託約款の規定に基づき信託を終了するものです。

3. 諸手続きについて

上記の信託の終了についてご異議のある受益者は、平成21年10月20日から平成21年11月19日までに、委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

各ファンドにつき、上記期間内にご異議のお申し出のあった受益者の当該投資信託約款に係る受益権の口数が、平成21年10月20日における受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、平成22年2月23日をもって信託を終了いたします。

信託を終了することとなった場合、ご異議のお申し出のあった受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出される解約価額とさせていただきます。）で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、当該ファンドの受託会社に対し、平成21年12月2日から平成21年12月22日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

なお、信託を終了することとなった場合、平成21年12月2日以降の取得のお申込み分より、受付けを中止いたします。

以上

平成21年10月20日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号
野村アセットマネジメント株式会社